

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与に係る運営規程
「書面掲示」規制の見直し
株式会社福祉協同サービス

(事業の目的)

に伴う掲載書類

第1条 株式会社福祉協同サービスが開設する流山営業所（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者（以下「専門相談員」という）が、要介護状態（要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態（要支援状態）にある高齢者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 株式会社福祉協同サービス 流山営業所
- 二 所在地 千葉県流山市前平井 155 レヴケイヴ 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員は、常勤換算方法で2名以上とする。
専門相談員は、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。）
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

第6条

- 1 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供方法及び内容は次のとおりとし、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表（カタログ）によるものとし、当該指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、介護保険で定める負担割合の額とする。なお、契約日が16日以降の場合及び解約日が16日以降の場合は半月分の額とする。ただし、契約日と解約日が同月内で貸与期間が1ヶ月に満たない場合については1ヶ月分の額とする。
- 2 専門相談員は福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供する。また、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
- 指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の提供にあたり取り扱う種目は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に定める全種目とする。
- 3 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与にあたっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
- (1) 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 300円
(2) 特別な搬入による場合 実 費
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

実施地域 流山市・松戸市・野田市・柏市・我孫子市

(衛生管理及び福祉用具の消毒方法等)

第8条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態については、必要な管理を行うものとする。また、福祉用具の貸与にあたっては、回収した福祉用具をその種類、材質あわせて別添標準作業書に基づき消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管を行う。

(その他運営についての重要事項)

第9条

- 1 指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所は、専門相談員の質的向上を図るために、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
二 繼続研修 年3回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項については株式会社福祉協同サービス代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

に伴う掲載書類

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

平成 25 年 6 月 1 日 改訂

平成 26 年 4 月 14 日 改訂

令和 1 年 10 月 10 日 改訂